

●森林保全に関する税の導入 [幹事県 福岡県]

[目的]

水源かん養機能や地球温暖化の防止等に大きな働きを持つ森林の保全対策が九州・山口各県の共通課題であることから、森林整備のための税制のあり方について研究を行う。

[取組内容]

森林保全に関する税制についての研究

[主な取組状況(知事会議での報告状況等)]

- 平成12年6月 第115回九州地方知事会議
 - ・「地方税制に関するワーキンググループ」設置を決定
 - 平成12年7月3日 「地方税制調査研究会(九州・山口各県税務担当課長で構成、事務局:福岡県税務課)」を設置(九州各県税務課長会議に併せて開催)
[研究内容]①外形標準課税、②課税自主権による新税(産業廃棄物に関する税(産廃税)等)
 - 平成14年10月 第120回九州地方知事会議
 - ・産廃税に加え、森林保全に関する税に係る研究に着手することを決定
 - 平成15年10月 第122回九州地方知事会議
 - ・平成14年10月に着手した研究について、概ね2年を目途に成果を報告することを決定
 - 平成16年10月 「森林保全に関する税について」とりまとめ
 - ・「①水道料金上乗せ方式としての法定外目的税」と「②県民税均等割上乗せ方式としての法定普通税(超過課税)」により検討した結果、県民に広く薄く公平に負担を求めることができ、既存のシステムを活用できることから徴税コストが少ない②が優れると結論づけ
[納税義務書]現行の県民税と同一
 - 平成16年10月 第124回九州地方知事会議
 - ・取組の成果を報告(産廃税のように足並みを揃えることはせず、意見交換をしながら各県毎に検討を進めることを決定)
- ※以上の取組により終了(各県単位での取組となっており、今後各県との協議の必要性又は予定なし)
- 平成21年6月 第133回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組の成果を報告(「終了」区分化)
 - 平成21年10月 第134回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組の成果を報告
 - 平成22年5月 第135回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組の成果を報告
 - 平成22年10月 第136回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組の成果を報告

[成果]

平成17年度以降、8県が森林保全に関する税を導入し、税収を活用して荒廃森林再生等を推進

導入時期	導入県
平成17年4月	熊本県、鹿児島県、山口県
平成18年4月	大分県、宮崎県
平成19年4月	長崎県
平成20年4月	福岡県、佐賀県

※いずれも県民税超過課税方式により導入

※沖縄県は導入予定なし